

江津市飲食店・宿泊施設感染予防支援事業 実施要領

1 目的

新型コロナウイルス感染症(以下「感染症」という。)の終息がみえないコロナ禍において、感染症予防対策と経済社会活動の両立が重要である。そこで感染症予防対策を実施(検討)している飲食店・宿泊施設を支援するとともに、利用者が安心して利用できる環境づくりを推進する。

2 事業内容

江津市内で事業を行う飲食店・宿泊施設に対し次の支援事業を行う。

(1) 店舗ごとに感染症予防対策の助言事業 (以下、助言事業)

江津商工会議所及び桜江町商工会が指定する専門知識を有したアドバイザー(以下「アドバイザー」という)が店舗に伺い感染症予防対策の助言を行う。

(2) 感染症対策取組店 P R 事業 (以下、PR 事業)

助言事業に基づいて感染症対策チェックシートに従い、感染症予防対策に継続的に取り組む飲食店・宿泊施設に該当したときは、「江津市新型コロナウイルス感染症対策取組店(仮称)」としPRする。PR方法は幟 1 枚、ステッカー 1 セットの配布、ホームページの専用サイトへ掲載する。

<注意> 上記事業内容は、各店舗・施設における感染リスクや衛生管理レベルを評価するものではない。また、各店舗・施設の施設の取り組みにおける感染症予防効果を保証や認証する制度ではない。

3 対象店舗・施設

以下の3つを全て満たした店舗が対象となる。

- ① 江津市内で事業を行う事業者
- ② 食品衛生法に規定する飲食店営業のうち、一般食堂、旅館、バー・スナックのいずれかの種目を取扱う営業許可を得ている店舗
- ③ 広く一般にお客の受け入れをしている事業者。
(学生食堂、社員食堂は対象になりません)

また PR 事業については、助言事業へ参加して、PR 事業への参加が適正と評価を受けた事業者のみが申込できる。

4 申込手続き

助言事業の申込先

別添チラシの申込書必要事項を記入して、江津商工会議所又は桜江町商工会に提出する。
申込期間 令和2年10月5日(月)～令和2年10月26日(月)

江津商工会議所

住 所 江津市嘉久志町 2306-4
電 話 0855-52-2268 FAX 0855-52-2268

桜江町商工会

住 所 江津市桜江町川戸 11-1
電 話 0855-92-1331 FAX 0855-92-1331

PR事業の申込先

様式第1号に必要事項を記入して、江津商工会議所又は桜江町商工会に提出する。
申込期間 令和2年10月6日(火)～令和2年11月30日(月)

5 申込内容の変更・取り下げ

感染症対策取組店PR事業の申込内容に変更が生じた場合は、様式第2号を申込先に提出する。

感染症対策取組店PR事業の申込内容を取り下げる場合は、様式第3号を申込先に提出する。

6 感染症対策取組店PR事業参加の取り消し

次のいずれかに該当する場合は、感染症対策取組店PR事業参加を取り消すことがある。

- 参加事業者が申込内容に虚偽又はその疑いがある場合
- 参加事業者が法令や公序良俗に反する行為をした場合